

令和元年度森林環境譲与税の使途について

事業区分	事業総額（千円）			事業内容
	うち当該年度の 森林環境譲与税	うち基金取崩額	うちその他財源・ 一般財源	
基金積立（木材利用等）	812	812	0	町内こども園や小中学校から要望を受け、木材利用の費用に充てるために全額を基金積立て。全額としたのは、譲与税が少額であり、積み立てて執行せざるを得ないため。
合計	812	812	0	

～森林環境税・森林環境譲与税とは～

「森林環境税」は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

また、「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配布金特別会計における借入金を原資に、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているところです。

～森林環境譲与税の使途～

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援に関する費用」に充てることとされています。

本税により、山村地域のこれまでの手入りが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に関する理解の醸成や山村の振興等につながることを期待されています。